

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構譲渡線建設費等利子補給金繰入基準

	平成15年	10月	1日	機構規程第127号
(改正	平成16年	11月	24日	機構規程第56号)
(改正	平成17年	3月	2日	機構規程第70号)
(改正	平成18年	2月	9日	機構規程第61号)
(改正	平成19年	3月	5日	機構規程第69号)
(改正	平成20年	3月	6日	機構規程第47号)
(改正	平成21年	3月	6日	機構規程第115号)
(改正	平成22年	3月	5日	機構規程第55号)
(改正	平成26年	3月	3日	機構規程第41号)
(改正	平成28年	2月	26日	機構規程第66号)
(改正	平成28年	6月	13日	機構規程第12号)
(改正	令和3年	3月	25日	機構規程第68号)
(改正	令和3年	5月	12日	機構規程第19号)
(改正	令和5年	3月	27日	機構規程第55号)
(改正	令和7年	4月	14日	機構規程第6号)

第1条 通 則

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第17条第2項に基づき実施する譲渡線建設費等利子補給金（以下「補給金」という。）の繰り入れは、法及び同法施行令（平成15年政令第293号）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この繰入基準の定めるところによる。

第2条 目 的

この繰入基準は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）又は解散前の日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が鉄道事業者に譲渡し、又は引渡しした譲渡線又は引渡し線の建設又は大改良の費用（別表1に掲げる線の費用を除く。）にあてため機構又は公団が発行した債券及び機構又は公団が借り入れた借入金に係る利子の一部に相当する額を補給することを目的として国から交付を受け、助成勘定から建設勘定に繰り入れる補給金について、補給の対象、補給金に係る申請、補給金の繰り入れその他の取扱いを定め、もって補給金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第3条 補給金の額

補給金の額は、各社ごとに別表2又は別表3により計算した額の合計額とする。

第4条 補給金の繰入申請

機構の鉄道施設譲渡業務を掌理する副理事長は、建設勘定への補給金の繰り入れの申請をしようとするときは、別紙第1号様式による補給金繰入申請書に別紙第2号様式による補給金繰入申請額算出の基礎を記した書面を添え、当該補給金の繰り入れを受けようとする会計年度の3月15日までに機構の鉄道助成業務等を総括掌理する理事長に提出するものとする。

第5条 補給金の繰入額の確定及び通知

機構の鉄道助成業務等を総括掌理する理事長は、前条に定める補給金繰入申請の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、その内容が正当であると認めたときは、所要の手続きのうえ建設勘定に繰り入れるべき補給金の額を確定し、補給金繰入額確定通知書（別紙第3号様式）により、鉄道施設譲渡業務を掌理する副理事長に通知するものとする。

附 則

この繰入基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年11月24日 機構規程第56号）

この繰入基準の一部改正は、平成16年11月24日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

附 則（平成17年3月2日 機構規程第70号）

この繰入基準の一部改正は、平成17年3月2日から施行し、平成16年度の補給金から適用する。

附 則（平成18年2月9日 機構規程第61号）

この繰入基準の一部改正は、平成18年2月9日から施行し、平成17年度の補給金から適用する。

附 則（平成19年3月5日 機構規程第69号）

この繰入基準の一部改正は、平成19年3月5日から施行し、平成18年度の補給金から適用する。

附 則（平成20年3月6日 機構規程第47号）

この繰入基準の一部改正は、平成20年3月6日から施行し、平成19年度の補給金から適用する。

附 則（平成21年3月6日 機構規程第115号）

この繰入基準の一部改正は、平成21年3月6日から施行し、平成20年度の補給金から適用する。

附 則（平成22年3月5日 機構規程第55号）

この繰入基準の一部改正は、平成22年3月5日から施行し、平成21年度の補給金から適用する。

附 則（平成26年3月3日 機構規程第41号）

この繰入基準の一部改正は、平成26年3月3日から施行し、平成25年度の補給金から適用する。

附 則（平成28年2月26日 機構規程第66号）

この繰入基準の一部改正は、平成28年2月26日から施行し、平成27年度の補給金から適用する。

附 則（平成 28 年 6 月 13 日 機構規程第 12 号）

この繰入基準の一部改正は、平成 28 年 6 月 13 日から施行し、平成 28 年度の補給金から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日 機構規程第 68 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 3 月 25 日から施行し、令和 3 年度の補給金から適用する。

附 則（令和 3 年 5 月 12 日 機構規程第 19 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 3 年 5 月 12 日から施行し、令和 3 年度の補給金から適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日 機構規程第 55 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度の補給金から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 14 日 機構規程第 6 号）

この繰入基準の一部改正は、令和 7 年 4 月 14 日から施行し、令和 7 年度の補給金から適用する。

別 表 1 （第2条関係）

線 名
北 総 線 2 (A)
北 総 線 2 (B)

別 表 2 （第3条関係）

「東葉高速線債務を除く他の補給対象線」

補 給 対 象 額	補 給 金 の 額
機構又は公団が発行した債券及び借り入れた借入金	補給対象額に係る各年度の支払利子の見込額から予算において決定した利率を用いて算出した補給対象額に係る各年度の支払利子の見込額を差し引いた額の合計額に2分の1を乗じた額

別 表 3 （第3条関係）

「 東葉高速線 」

補 給 対 象 額	補 給 金 の 額
機構又は公団が発行した債券及び借り入れた借入金	東葉高速線に係る利子の一部（1％分）を支払猶予することにより新たに調達が必要となる資金に係る利子に3分の1を乗じた額について各年度の予算の範囲内の額

別紙 第 1 号様式（第 4 条関係）

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

副理事長

年度譲渡線建設費等利子補給金繰入申請書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構譲渡線建設費等利子補給金繰入
基準（平成 1 5 年 1 0 月 1 日機構規程第 1 2 7 号）第 4 条の規定に基づき、下記
のとおり譲渡線建設費等利子補給金の繰入を申請します。

記

補給金繰入申請額 金 円

別紙第2号様式（第4条関係）

補給金繰入申請額算出の基礎（ 年度）

1－1．東葉高速線債務を除く線

線名		区間		譲渡又は引渡年月日					(単位：円)		
発行 (借入) 年度	名称 (借入先)	利率 年(%)	発行 (借入) 年月日	年度首発行 (借入)残高	利払 年月日	利付 期間	期中償還額	年度末発行 (借入)残高	年度分利子額		
									支出見込額 (A)	%の額 (B)	差額 (A-B)
計											
									補給金の額 (差額の計)×1/2		

(注) 年度分利子額の%の額欄の上段に当該年度の予算において決定した利率を記載すること。

1－2．東葉高速線

線名		区間		譲渡年月日					(単位：円)	
発行 (借入) 年度	名称 (借入先)	利率 年(%)	発行 (借入) 年月日	年度首発行 (借入)残高	利払 年月日	利付 期間	期中償還額	年度末発行 (借入)残高	当年度支払利子額 (A)	
計										
									当該年度補給対象額(B) (A)の合計額×1/3	

(単位：円)

補 給 対 象 額	
前年度までの累計額 (C)	当年度までの累計額 (D)=(B+C)

(単位：円)

補 給 金 額				
前年度までの受入額 (E)	当該年度予算額 (F)	当年度までの受入可能額 (G)=(E+F)	補給金累計限度額 (H)=(D) or (G)	当該年度補給金額 (I)=(H-E)

(注) (F) には、当該年度の予算額から別紙第 2 号様式 1－1 で算出された補給金の
合計額を差し引いた額を記載すること。
また、(H) には (D) の額と (G) の額の少ない方を記載すること。

別紙 第 3 号様式（第 5 条関係）

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度譲渡線建設費等利子補給金繰入額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度譲渡線
建設費等利子補給金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
譲渡線建設費等利子補給金繰入基準（平成 1 5 年 1 0 月 1 日機構規程第 1 2 7 号）
第 5 条の規定に基づき、下記のとおり繰入額を確定したので通知する。

記

補給金繰入額 金 円